

1. 「荒川下流防災施設活用計画」作成の背景（1）

■ 現状

- 荒川の河川敷は、沿川自治体により避難場所として指定されており、大規模地震発生時には東京都だけでも最大約60万人の避難者が想定されている。
- 一方で、荒川には緊急用河川敷道路やリバーステーション（船着場）が整備され、これらの施設は東京都の地域防災計画に記載されるなど、緊急輸送路としての役割を担うこととなっている。また、高水敷は中央防災会議の首都直下地震対策の計画において、活動拠点の候補地として位置づけられている。

河川敷



緊急用河川敷道路



リバーステーション（舟着場）



1. 「荒川下流防災施設活用計画」作成の背景（2）

課題と論点

課題

現状に対し、特に発災当初は河川管理者も現場コントロールが不可能な中で具体的な施設の利用ルール等もないため、利用の輻輳や混乱が起こり、有効な利用が出来ない可能性がある。

論点

- 個々の施設としては、フェーズによって主な利用主体、内容が変化することが予想される。
- 各施設が近接・連続し、境界が認識され難いことから、各施設間での利用の輻輳が予想される。
➡ 想定される状況を踏まえ、各施設の利用をいかに調整・整理すべきか。

フェーズ1 ▶ 発災～1日程度

避難場所としての利用

降りられる場所がない！

危ない！

先に進めない！

点検・パトロールの実施

フェーズ2 ▶ ～3日程度

残留避難者 **帰宅困難者の移動**

危ない！

応急復旧作業

救急車両等の通過

フェーズ3 ▶ 3日目以降

モノの集積場所としての利用

積荷が降ろせない！

危ない！

残留避難者 **緊急輸送路としての利用**

2. 作成に向けた検討（1）

■ 検討の目的

- 東京湾北部地震等大規模な震災が発生した場合、荒川下流管内の防災施設を災害対応機関が有効に活用し、災害時における緊急輸送や災害復旧等の迅速な対応に資することを目的とした、防災施設活用計画を策定する。

■ 検討事項

- ① 荒川河川敷のどの場所をどのように活用するか → ゾーニング
- ② 防災施設を活用するときの基本的なルールはどうするか → 運用マニュアル
- ③ 防災施設の被災状況や活用状況に関する情報をどのように共有するか → 利用情報共有組織



事前に来るものは準備しておく！



荒川下流防災施設活用計画の作成

2. 作成に向けた検討（2）

■ 活用計画の検討手法

- 検討対象施設を地域防災計画に記載している機関及び利用することが想定される機関の防災実務担当者と構成するワークショップ形式による検討。
- 発言内容は、組織としての責任等問わないスタイルとし、防災実務担当者のフレキシブルな発想で議論できる場とする。

■ 検討メンバーの構成(H22～)

- 東京都、埼玉県、沿川2市7区（川口市、戸田市、墨田区、江東区、北区、板橋区、足立区、葛飾区、江戸川区）、警察、消防、自衛隊及び荒川下流河川事務所の防災実務担当者。

3. 「荒川下流防災施設活用計画」の定義と位置づけ

■ 荒川下流防災施設活用計画の定義と位置づけ

【計画の位置づけ】

- 本計画は、各災害対応機関が荒川を有効に活用するための基本的な考え方や具体的な対応例を示したものであり、災害対応にあたり、各機関を拘束するものではない。
- 各機関がそれぞれの判断により適宜防災業務計画や地域防災計画等に反映させる。

【定義】

- 東京湾北部地震等大規模な震災が発生した場合において、荒川下流河川事務所が整備した防災施設を災害対応機関が利用するにあたり、現場における輻輳・混乱を解決し、有効に活用するための規範となる計画とする。

【とりまとめ方針】

- 基本的なルールとし、フレキシビリティを確保した内容とする。
- 大規模、広域的な被害が発生したときから、各施設の利活用が完了するまでの望ましい活用範囲を記載する。
- 各項目のポイントを枠囲いで記載し、枠外に解説や参考事例を記載する。
- 現時点において十分な対応が出来ない事項についても、今後の課題として記載する。

【対象施設】

- 本施設の対象とする防災施設は、荒川下流部の河川敷に整備されている緊急用河川敷道路及び防災用坂路、緊急用船着場(リバーステーション)、高水敷とする。

【対象区間】

- 本計画の対象とする区間は、荒川下流部とし、具体的には笹目橋(河口より約27k地点)から荒川河口までの範囲とする。

4. 「荒川下流防災施設活用計画」の構成

■ 荒川下流防災施設活用計画の構成

1. ゾーニング

- 荒川下流の河川敷は、ほぼ全域が避難場所として指定されている。このため、避難者との混乱を最小限にすることを目的として、事前に用地(作業場所)を確保するため、以下の項目についてゾーニングの考え方を整理。

- ①臨時ヘリポート
- ②人・物のターミナル拠点(移動用拠点)
- ③臨時広域活動拠点
- ④復旧復興資機材仮置場
- ⑤消防用水取水可能箇所

2. 運用マニュアル

- 発災から約24時間後(フェーズ1)、24時間~72時間後(フェーズ2)、72時間後以降(フェーズ3)の段階に区切り、それぞれにおける各機関の想定行動内容、及び各施設の利用想定、利用ルールを整理。

3. 利用情報共有組織

- 荒川下流の防災施設を利用するにあたって必要となる現場の状況、各機関の利用希望等について共有すべき情報の内容等、基本的な考え方について整理。

5. 「荒川下流防災施設運用協議会」を設立

■ 荒川下流防災施設運用協議会を設立。計画の運用を開始。

- ワークショップの上位機関として協議会を設立。
- ワークショップで議論された内容について協議会で合意したものを、活用計画として運用を開始した。

■ 協議会開催

- 毎年2月頃を予定

■ メンバー

- 東京都(防災担当課長)、埼玉県(防災担当課長)、2市7区(危機管理・土木担当部長)、警察(防災担当課長)、消防(防災担当課長)、自衛隊(第一師団第3部長)、荒川下流(事務所長)

■ 活用計画の更新

- 「ワークショップの議論や訓練で確認された課題」、「運用後に発生した課題」、「関係機関の計画(受援計画、緊急交通路等)の変更に伴い見直しが必要になった項目」等について、ワークショップにて引き続き検討を行う。



- 議論の継続による計画の風化防止
- 防災担当者間の「顔が見える関係」(連携強化)

